

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）（見直し案）第3部抜粋」

## 第3部 台風接近時等の減災対策



## 第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策

### 第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について

#### 1 第3部について

##### (1) 第3部の位置づけ

これまでの「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」では、災害発生が予想された時点から災害発生後に至る一連の対策を、第3章「災害応急対策計画」として一括して整理していましたが、今回（平成27年3月）の修正版では、これを対策の時間軸に沿って次のとおり細分化し、再構成することとしました。

- ・災害発生が予測された時点で取る事前対策については、「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載する。
- ・災害発生後に取り組むべき対策のうち、災害が発生した直後に取り組むべき応急対策活動の内容については、「第4部 発災後の応急対策」に記載する。
- ・災害発生後に取り組むべき対策のうち、被災者支援に関する内容については、従来計画の「第4部 災害復旧計画」に掲げた対策と統合し、「第5部 被災者支援・復旧対策」として記載する。

その結果、第3部は、「第1章 災害対策本部機能の確保」「第2章 避難誘導體制の確保」「第3章 災害未然防止活動」の3つの章で構成されることとなりました。

そして、さらに今回は、第1章の前に特別に本章（「第0章」）を設けています。

これは、台風等が頻発化・巨大化する近年の気象現象のもとでは、第1章から第3章に掲げた現行の「台風接近時等の減災対策」だけでは必ずしも十分ではなく、今後はより一層きめ細かな対策が求められる、との考え方から、そうした対策の一つとして、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」の導入について、その方針等を説明するために設けたものです。

現在、国等においては、タイムラインの考え方に基づく新たな対策の検討が進められています（〇〇ページの【参考資料】参照）。これは上述のとおり、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、県や市町その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとする取組です。

本県においてもこれら取組に倣い、「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、現在の第1章から第3章に掲げる対策に、このタイムラインの視点に基づく新たな対策を重ね、「いつ（いつまでに）、誰が、何を」すべきかを系統的に整理した計画、「三重県版タイムライン（仮称）」を策定することとしました。

また、タイムラインの導入にあたっては、市町や防災関係機関等の協力や参画を求め、本県の総合的な事前防災・減災対策の充実・強化を図ることとしています。

そこで、この第0章では、まず第1節において、「三重県版タイムライン（仮称）」策定・導入の目的等を述べるとともに、市町や防災関係機関に対しても、それぞれの実態に応じたタイムラインの検討・導入を促します。続いて第2節においては、タイムラインの策定・導入に向けて検討すべき項目等について記述しています。

##### (2) 第3部の構成

第3部の構成を改めて記すと、次のとおりとなります。

###### ①第1章～第3章

第1章 災害対策本部機能の確保

第2章 避難誘導體制の確保

第3章 災害未然防止活動

ここでは、「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載しています。

②第0章

第1章～第3章の現行計画に対し、ここでは、それら計画を充実・強化するための将来計画（＝タイムライン）の導入について記載しています。

## 2 三重県版タイムライン（仮称）について

### （1）三重県版タイムライン（仮称）策定・導入の目的

現在の県の災害対策活動は、県災対本部設置後の対策が主体であり、災対本部設置までの様々な事前防災・減災活動については、各関係部署・機関が独自に行っており、検証・整理・共有がきちんとなされていません。

また、県災害対策本部設置後の対策についても、「いつ（いつまでに）、誰が、何を」を事前に決めておくことが可能な対策項目と、事前に決めておくことができない、災害の様相や状況に応じて判断すべき対策項目との整理ができていません。

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待されます。

このため、県では、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、三重県版タイムライン（仮称）の策定・導入を進めることとします。

### （2）三重県版タイムライン（仮称）の取組主体

三重県版タイムライン（仮称）の取組主体は、県災害対策本部及び県地方災害対策部の活動に係る県庁部局および地域機関とします。

### （3）三重県版タイムライン（仮称）策定の進め方

三重県版タイムライン（仮称）の策定を「三重県新風水害対策行動計画」の行動項目として位置づけ、この「三重県新風水害対策行動計画」の計画期間中の策定を目指すこととします。

なお、策定にあたっては、県関係部局、市町、関係機関が参加する場を設け、現在検討中の国土交通省や紀宝町のタイムライン等も参考にしながら検討を進めることとしています。

## 3 市町や防災関係機関に求める取組

### （1）三重県版タイムライン（仮称）策定への協力

三重県版タイムライン（仮称）の取組主体は、県庁関係部局および関係地域機関ですが、タイムラインの策定・導入にあたっては、住民に対する情報提供、避難勧告等の発令などを担う市町や、气象台、公共交通機関事業者などの防災関係機関等との調整や協力が必要となることが想定されます。

このため、これら市町・関係機関等に関する事項については、適宜、意見交換等を行い、調整や協力を求めることとします。

### （2）タイムライン導入に向けた検討

県全体の災害対応力の向上を図るためには、県の災害対策活動のみを定めた三重版タイムライン（仮称）の導入だけでは不十分です。住民や企業、観光客等の避難にかかる直接的な権限を有し、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町が、各々の視点でタイムラインの考え方を取り入れた事前

防災・減災対策を講じる必要があるとあり、このことは、様々なステークホルダーを有する各防災関係機関においても同様です。

このため、市町及び防災関係機関においては、三重県版タイムライン（仮称）検討への協力とともに、自らの組織・機関におけるタイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について検討することとします。

## 【参考資料】

### タイムラインについて

- タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」(\*1)、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。(\*2)

※ \*1：米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団による緊急メッセージより

\*2：国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より

- 台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。
- 現在、国土交通省において導入に向けた検討が進められるとともに、三重県においては、紀宝町が同省の協力を得ながら試行に取り組んでいる。

## 1 アメリカ版タイムラインの概要

### (1) タイムラインの位置づけ（米国ハリケーン・サンディに関する現地調査報告書（第二版）より）

- ・ 日本における災害対策がハード対策を中心とした被害を出さない対策なのに対し、国土の広い米国では被害を最小化する対策に力を入れている。
- ・ 米国においては、過去の災害における対応の経験を知見として組織に蓄積する仕組みに優れており、事前の被害想定、発生前後の気象データ、過去の対応の結果等の科学的データを活用し、組織対応の意思決定を行っている。
- ・ 連邦政府では、1985年に国家ハリケーンプログラムを設置し、州政府や地方政府によるハリケーン避難計画の作成支援やツールの提供を行ってきた経緯があり、リスク評価に基づく危機管理対応のタイムラインやハリケーンの進路予測等と連動した避難命令等の意思決定支援ツールを整備してきた。
- ・ 米国では、タイムラインと避難命令等意思決定ツールを活用することにより、自然災害が有する不確実性に対しても、意思決定者がひるむことなく判断し、機動的な対応を行うことを可能としている。

### (2) 時系列の設定（ニュージャージー州タイムラインより）

- ・ ニュージャージー州ハリケーン用タイムラインの準備体制開始時刻は、120時間（5日）前。
- ・ ニュージャージー州に上陸するハリケーンによる強風到達時刻を基準とし、逆算して活動項目を設定。
- ・ 行動計画の対象とする時間は、事前の危機管理のみならず、災害後の復旧行程にまで及ぶ。

### (3) 行動計画を規定する関係機関の範囲（ニュージャージー州タイムラインより）

- ・ 防災行動を行う州及びESF（緊急支援機能）CODE 関連組織として、関係する政府省庁、陸軍工兵隊、警察、消防、NASA、NGO、赤十字、災害ボランティア組織、業界団体等
- ・ 関係機関については、「PA（主担当機関）、SA（支援機関）、CO（調整役）」による役割を記載

### (4) 行動計画に記載する行動の内容（ニュージャージー州タイムラインより）

- ・ 「州知事による緊急事態宣言、公共輸送機関の停止」といったレベルでの記載の州の防災行動及び「交通運輸システム、消防活動、医療・公衆衛生」といったレベルでの記載のESF

## 2 国土交通省版タイムラインの概要

### (1) タイムラインの位置づけ

- ・先を見越した水害対応を行うために、事前行動計画の試行を行う。
- ・無数の地下空間や多数の住民が暮らす海拔ゼロメートル地帯を抱える都市圏における、百万人規模の広域避難実施に向けた対策。

(2) 時系列の設定

- ・準備体制開始時刻は、120時間（5日）前の台風発生時。
- ・台風が上陸する時刻を基準に大規模水害の発生を想定。
- ・台風上陸72時間後の対応までを想定。

(3) 行動計画を規定する関係機関の範囲

- ・国土交通省タイムラインイメージ図では、国土交通省、交通サービス、市町村、住民。
- ・国土交通省版ESFでは、気象台、河川管理者、水防管理団体、市町村、水防団・消防団、海上保安庁、警察、鉄道事業者、輸送事業者、地方整備局・運輸局、自衛隊、ボランティアなど。

(4) 行動計画に記載する行動の内容

- ・概ねアメリカ版に準じる。

3 紀宝町版タイムラインの概要

(1) タイムラインの位置づけ

- ・町防災計画を補完する付属書（行動要領）として位置付け。
- ・台風を起因とした水害や土砂移動現象を対象とする。
- ・現在は町のタイムラインの策定作業中だが、来年度以降、地域のタイムライン策定にも着手する予定。

(2) 時系列の設定

- ・検討中

(3) 行動計画を規定する関係機関の範囲

- ・町役場各課、県活性化局・建設事務所・農林事務所、気象台、国交省紀南河川国道事務所・紀勢国道事務所、警察、消防、関電、NTT、JPOWERなど。

(4) 行動計画に記載する行動の内容

- ・H23 紀伊半島大水害時の反省を踏まえ、各行動主体ごとに人的被害防止の観点からの行動内容を積み上げる。
- ・記載レベルは概ねマニュアルレベルとなり、200以上の行動項目について記載する予定。

## 第2節 タイムラインの策定・導入に向けた検討方針

### 1 タイムライン策定・導入に向けた検討の進め方

三重県版タイムライン（仮称）の策定・導入に向けた検討を行うにあたっては、第1章から第3章の「災害対策本部機能の確保」、「避難誘導體制の確保」、「災害未然防止活動」に掲げた対策項目をベースに検討を進めるものとし、これら項目を各々の章ごとに

- ・既にある取組で、タイムラインの考え方に沿った取組ができている対策項目
- ・既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインとして再構築する必要がある対策項目
- ・タイムラインの考え方を取り入れ、新たに取り組むべき対策項目

という視点で整理・検討することで、タイムラインの策定に必要な対策項目を洗い出すこととします。

さらに、対策項目の洗い出しにあたっては、県が主体となるべき事前防災・減災対策と市町や防災関係機関が主体となるべき事前防災・減災対策という視点からも検討を行い、これらの検討結果をもとに三重県版タイムライン（仮称）に取り入れる対策項目を整理するとともに、市町や防災関係機関に協力を求める対策について整理するものとしします。

なお、これら対策項目の洗い出しや整理・検討にあたっては、市町や防災関係機関の協力や参画を求め、各々の防災対策と三重県版タイムライン（仮称）との間に齟齬が生じることがないように努めるとともに、検討結果については、市町や防災関係機関がタイムラインの考え方を取り入れた対策の導入を検討する際の参考に供するものとしします。

### 2 タイムラインの策定に向けた検討

#### (1) タイムライン策定の視点から見た各章の特徴

##### ①第1章 災害対策本部機能の確保

本計画では県の災害対策本部体制とその活動を主たる対策項目としています。市町や防災関係機関にも同様の活動が求められるため、タイムライン策定の視点からは、県と市町の類似検討項目が多いものと考えられます。

##### ②第2章 避難誘導體制の確保

主に市町が主体となって取り組むべき対策であり、タイムライン策定の視点からも、市町の役割の比重が高くなる対策項目となります。県や防災関係機関のタイムラインにおいては、市町の対策を前提とした支援や情報収集が主要な対策項目になると考えられます。

##### ③第3章 災害未然防止活動

本計画では県管理施設及び設備にかかる事前防災・減災活動が主たる対策項目となっています。これらは、同様の施設等を抱える市町や防災関係機関においても共通する対策であり、タイムライン策定の視点からも、県と市町の類似検討項目が多いものと考えられます。

#### (2) タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例

##### 【第1章 災害対策本部機能の確保】

##### （第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目）

##### ①タイムライン適用判断・進捗管理

現在の地域防災計画では、気象注意報・警報等の発表に基づき、災害の発生に備えた県災対本部を設置して対策を取ることとなっていますが、タイムラインを導入した後に三重県に影響を与えるおそれのある台風等が発生した場合は、県災対本部を設置する前の段階で、策定したタイムラインを適用して対策を開始する必要があることから、その適用判断や、タイムラインに掲げた対策項目の進捗状況等についての確認、庁内で情報共有などを図るための体制等を検討（確認）します。

**(第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目)**

**①台風・気象情報等の整理・分析**

タイムラインを実施するためには、台風の進路や暴風・大雨等の情報を収集するとともに、その情報を整理・分析し、三重県への被害を予測して対策を講じる必要があることから、早期の段階から気象台等との連携を図り、台風・気象情報等の整理・分析を行う体制を検討(確認)します。

**②公共交通機関運行情報等の把握及び広報**

県民や観光客等への影響が大きい、列車等公共交通機関の運行や道路の通行止めの見込みなどを早期に把握し、広報するための事業者等との連携体制を検討(確認)します。

**【第2章 避難誘導體制の確保】**

**(第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目)**

**①早期避難支援体制**

風雨が強まり、災害の発生が差し迫った状況下や、夜間等における避難行動には、避難者の危険性が高まるなどの支障が伴うことから、住民等が余裕を持って安全な状況で避難を行うことができるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要があります。

避難所開設や避難勧告等の発令は主に市町の所管ですが、市町が行う早期の避難所開設準備や、避難勧告等発令の判断等に対する支援を行うため、早期避難にかかる市町への支援体制などについて検討(確認)します。

**②広域避難実施体制**

多数の避難者が発生した場合には、単独市町では避難者を収容しきれないことが想定されるため、災害予測に基づく、早期の段階からの市町を越えた広域避難の実施が想定されることから、広域避難の実施体制のあり方や、それに対する県の支援等について検討(確認)します。

**③避難所指定県有施設での避難所開設・運営方針**

避難所の指定や開設の要否の判断は主に市町の所管ですが、避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合に必要な事前対策について検討(確認)します。

**(第2節 災害時要援護者の保護 関連項目)**

**①災害時要援護者への情報伝達・早期避難支援体制**

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある災害時要援護者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められます。

災害時要援護者の避難対策は主に市町の所管ですが、多様な手段を用いた情報伝達や早期避難の呼びかけ等を効果的に進めるための県の支援等について検討(確認)します。

**(第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目)**

**①学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる検討(確認)**

台風の接近が予想される場合など、暴風警報等が発表される前の段階において、児童生徒等の安全確保のために必要な情報や措置等について検討(確認)します。

**【第3章 災害未然防止活動】**

**(第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目)**

**①県有施設における被害未然防止等対策**

総合庁舎や単独庁舎等の県有施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、施設敷地内の排水溝等の点検・清掃、懸垂幕等の取り込み、公用車等の安全な場所への移動、非常用電源の確保など、各施設において必要な事前の被害未然防止等対策について検討(確認)します。

**②施設利用者の避難対策等**

不特定多数の県民等が利用する施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、避難告知のタイミングや避難誘導體制について検討(確認)します。

**③道路の要注意箇所・区域等の事前対策**



河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置のあり方について検討(確認)します。

**④道路施設被災箇所確認・応急対策**

災害発生時の被災箇所の確認や応急補修、通行止等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制のあり方について検討(確認)します。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)します。

**⑤上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)の要注意箇所等の台風接近前対策**

浸水や土砂流出等により被災のおそれがある箇所等について、台風接近前のパトロールによる点検、防護対策等を行う体制について検討(確認)します。

**⑥上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)被災箇所確認・応急対策**

災害発生時の被災箇所の確認や応急復旧のための補修等の応急対策を迅速に行うための台風接近前の準備体制のあり方について検討(確認)します。

また、応急対策に必要な資機材等の台風接近前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)します。

**⑦県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策**

発災時の県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認のあり方について検討(確認)します。

また、県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等を適切に操作するため、各施設ごとの河川増水時の操作手順等の事前確認体制について検討(確認)します。

さらに、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)します。

**⑧施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策**

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について検討(確認)します。

**(第2節 水防活動体制の確保 関連項目)**

**①雨量計・水位計の動作状況の事前確認等**

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等について、事前の確認体制を検討(確認)します。

**(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)**

**①「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等**

台風接近 48 時間前情報や気象予警報等など、県民に早期の自助の行動を促すため、事前に県民に周知することが望ましい情報について、「防災みえ.jp」ホームページや「メール配信サービス」等を活用した事前の情報発信のあり方を検討(確認)します。

## 第1章 災害対策本部機能の確保

### 第1節 準備・警戒体制の確保(直前1)

【主担当部隊(班)：総括部隊(総括班)】

#### 第1項 活動方針

- 配備体制に応じて、県災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。
- 三重県版タイムラインに基づく事前の防災活動の実施体制や行程等の確認体制について検討する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

#### 第3項 対策

##### ■県が実施する対策

##### 1 災害対策のための準備体制(防災対策部、地域防災総合事務所等)

###### (1) 準備体制による職員配備

県災対本部及び地方部を速やかに設置するための「準備体制」として、三重県災害対策実施要領に基づく「準備体制」配備基準(【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照)に従い、「準備体制」要員としての職員を配備する。

###### (2) 気象情報・予警報等の収集・伝達

「準備体制」要員は、気象情報配信システムにより気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容および地方部、市町への配信を確認するとともに、テレビやインターネット等、さまざまな手段により気象情報の収集に努める。

###### (3) 緊急部長会議の開催

台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、緊急部長会議を開催する。

###### (4) 警戒体制への移行

三重県災害対策実施要領に定める「警戒体制」の配備基準(【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照)に該当する気象警報の発表等があった場合、「初動体制(防災休日直)マニュアル」の定めにより配備対象者への連絡等を行い、警戒体制へ移行し県災対本部を

設置する。

## 2 県災対本部（警戒体制）の設置

### (1) 警戒体制による職員配備（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、三重県災害対策実施要領に基づく「警戒体制」配備基準（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、県災対本部を設置する。

### (2) 気象情報・予警報等の収集・伝達（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 県が実施する対策 1 気象情報・予警報の収集・伝達」に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

### (3) 被害情報等の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 県が実施する対策 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、地方部を通じ市町から被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

### (4) 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）

災害予防対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策統括会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。

### (5) 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞）

本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部員会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。

### (6) 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる地方部または市町に対し、あらかじめ緊急派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を派遣し、情報収集及び市町災害対策本部支援にあたらせる。

## 3 地方部（警戒体制）の設置（地方部）

### (1) 警戒体制による職員配備

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、三重県災害対策実施要領に基づく「警戒体制」配備基準（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。

### (2) 被害情報等の収集・とりまとめ

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、市町から被害情報等を収集するとともに、県災対本部への報告を行う。

### (3) 地方部調整会議の開催

地方統括部の編成や、地方部における災害予防対策の実施にかかる方針等の決定、緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討、地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

### (4) 地方部員会議の開催

本部長の指示の共有や地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認、地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有等が必要と認められる場合、地方部員会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

### (5) 地方部派遣チームによる情報収集等

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あら

かじめ地方部派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を派遣し情報収集及び防災情報システムの入力支援等にあたらせる。

### 【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

#### 1 タイムライン適用判断・進捗管理

現在の地域防災計画では、気象注意報・警報等の発表に基づき、災害の発生に備えた県災対本部を設置して対策を取ることとなっているが、タイムラインを導入した後に三重県に影響を与えるおそれのある台風等が発生した場合は、県災対本部を設置する前の段階で、策定したタイムラインを適用して対策を開始する必要があることから、その適用判断や、タイムラインに掲げた対策項目の進捗状況等についての確認、庁内で情報共有などを図るための体制等を検討（確認）する。

## ■市町が実施する対策

### 1 市町の活動体制

市町の地域に災害が発生、又は災害発生のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、災害対策活動を実施する。

また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令システムの確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

#### (1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

#### (2) 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

### 2 応援要請

「第5節 広域的な受授・応援体制の整備」に準じる。

### 【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

## ■その他防災関係機関が実施する対策

### 1 活動体制の整備

県内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

■【参考】県の配備基準及び災対本部の概要

1 配備体制

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めるとき。	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生または予想されるときで、知事が必要と認めるとき。
本部設置	-	県災対本部設置	県災対本部設置
配備要員(※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

※3 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

2 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

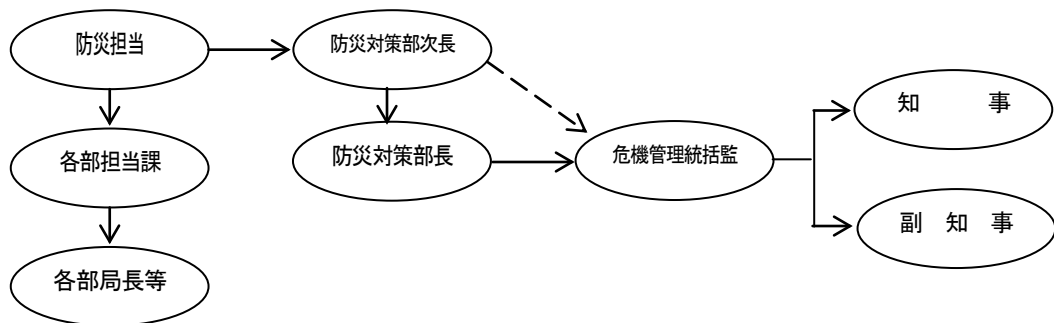
準備体制・警戒体制	非常体制
各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部局等と連絡をとり、又は自らの判断	全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。交通途絶

<p>で所属機関に参集する。</p>	<p>時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に県災対本部に参加するものとする。</p> <p>[非常体制時参集場所]</p> <p>(第2参集場所) 自己の業務に関係のある最寄りの県の機関</p> <p>(第3参集場所) 最寄りの県総合庁舎の総括班等</p> <p>(第4参集場所) その他の最寄りの県の機関(県立学校を含む)</p> <p>なお、緊急初動対策要員は所属部所に関係なくあらかじめ指定された各県庁舎の県災対本部及び各地方部の総括班に参集するものとする。</p>
--------------------	--

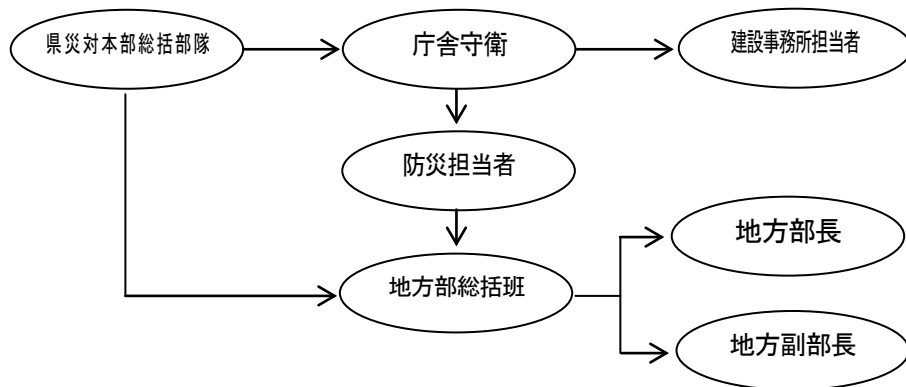
### 3 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

#### 【県災対本部】



#### 【地方部（標準例）】 ※各地方部ごとの連絡系統は、それぞれの地方部において定める



#### 4 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
設置場所	災害対策室（防災対策部内）又は県庁講堂
設置基準	「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。
廃止基準	県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図1及び別表1参照
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p><b>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</b> 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p><b>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</b> 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p><b>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞）</b> 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に指示し、活動体制を確保するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p><b>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</b> 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、風水害等被害により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県水防本部（水防法に基づく）</li> <li>・ 三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく）</li> <li>・ 三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく）</li> </ul>
	<p>3 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、国の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図る。</p>

## 5 地方部の概要

名称	三重県地方災害対策部（地方部）
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者
設置場所	各総合庁舎内
設置基準	「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。
廃止基準	所管区域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p><b>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞）</b> 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方統括部の編成</li> <li>② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定</li> <li>③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</li> <li>④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</li> </ul> <p><b>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞）</b> 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認</li> <li>② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</li> </ul> <p><b>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞）</b> 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各</p>

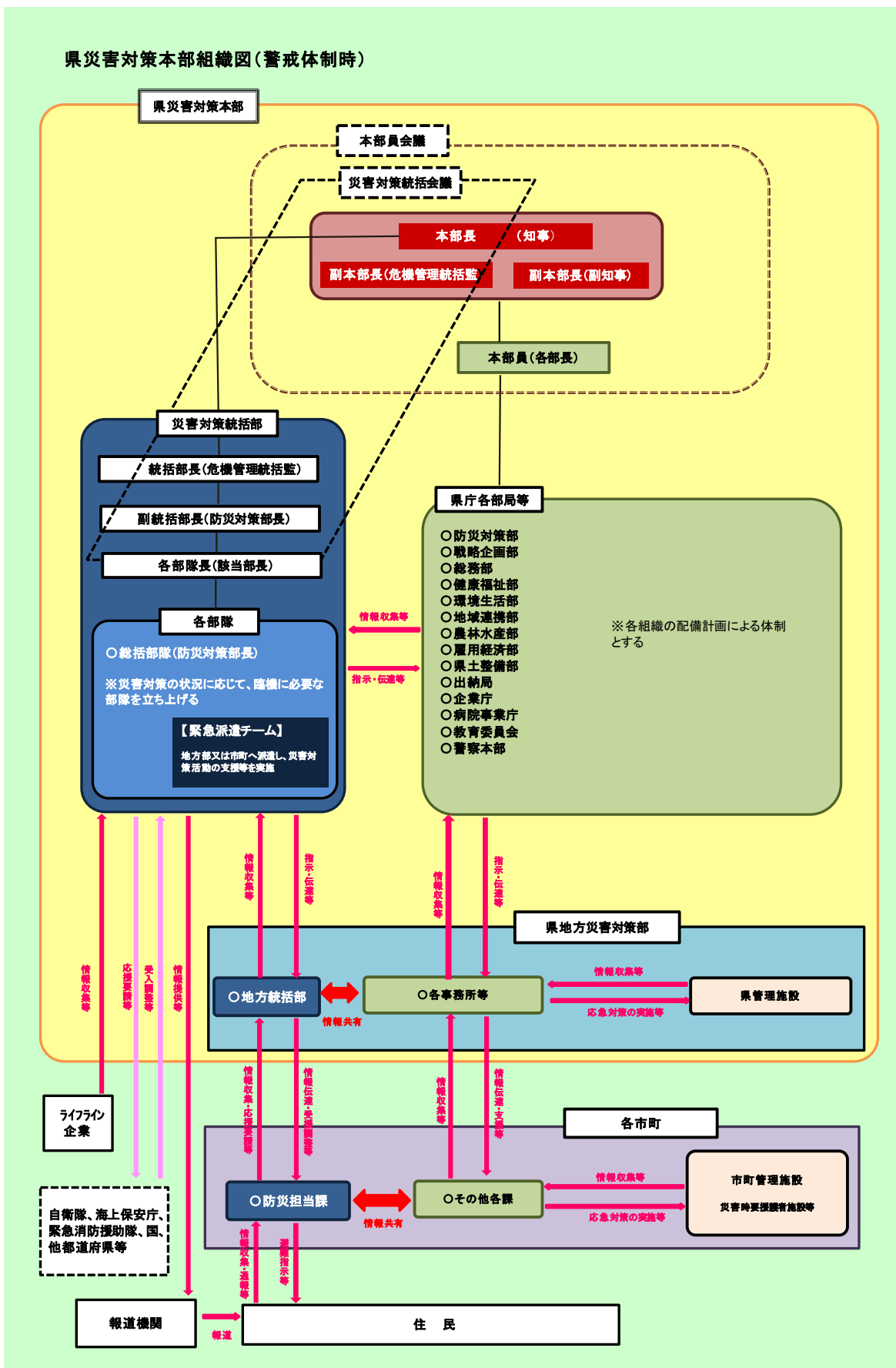


	<p>地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。</p> <p><b>4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞）</b>          地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。</p>
所掌事務	別表4に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
事務局	地方統括部
その他	<p>1 地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。</p> <p>2 地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災対本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。</p>

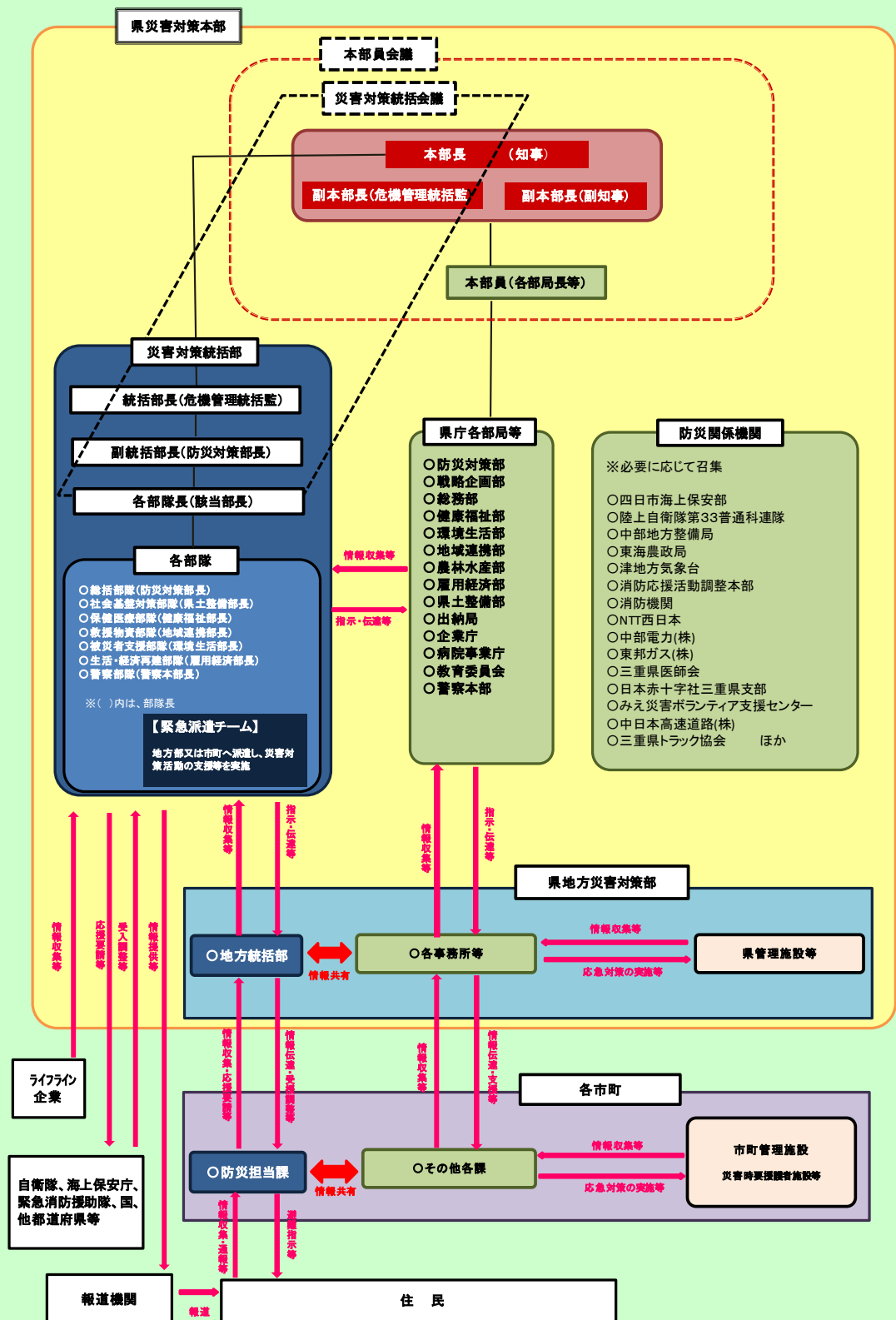
## 6 現地本部の概要

名称	三重県現地災害対策本部（現地本部）
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する者
設置場所	被災した市町を所管する地方部
設置基準	県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めたとき
廃止基準	当該地域の応急対策が完了したと認められたとき
組織	別図3及び別表5参照
活動	被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

【別図1】



県災害対策本部組織図(非常体制時)

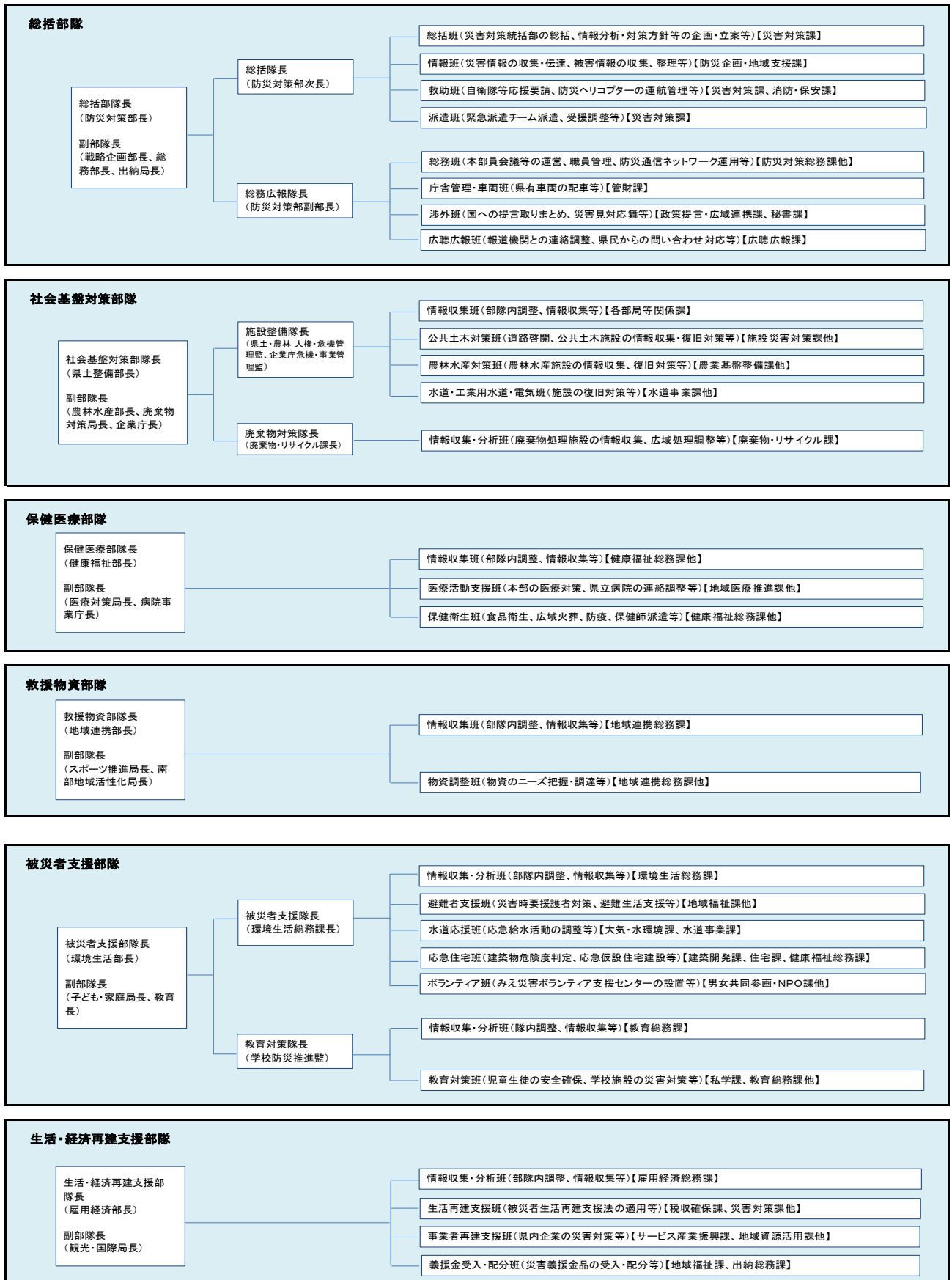


【別表1】災害対策本部の組織

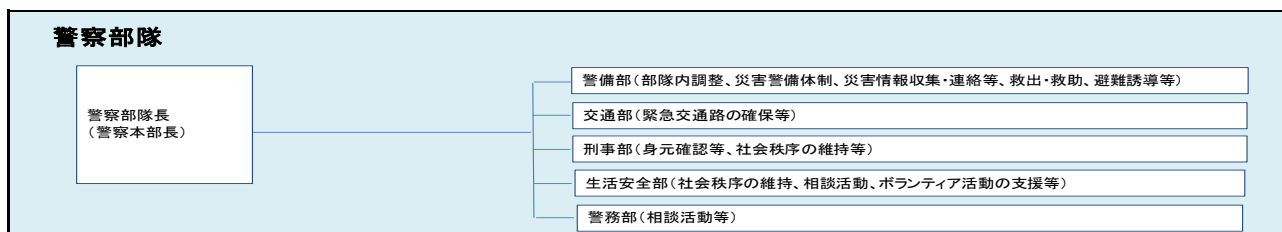
名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと、業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p> <p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四日市海上保安部</li> <li>・ 中部地方整備局</li> <li>・ 津地方気象台</li> <li>・ 西日本電信電話株式会社三重支店</li> <li>・ 中部電力株式会社三重支店</li> <li>・ 東邦ガス株式会社</li> <li>・ 公益社団法人三重県医師会</li> <li>・ 一般社団法人三重県トラック協会</li> <li>・ 日本水道協会三重県支部</li> <li>・ 陸上自衛隊第33普通科連隊</li> <li>・ 東海農政局</li> <li>・ 消防機関の代表</li> <li>・ 日本赤十字社三重県支部</li> <li>・ 中日本高速道路株式会社</li> <li>・ みえ災害ボランティア支援センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>
本部員会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

【災害対策統括部隊の概略】

※対応部課及び所掌事務の詳細については、「【別表2】三重県災害対策本部災害対策部の編成及び所掌事務」を参照



第3部 台風接近時等の減災対策  
第1章 災害対策本部機能の確保



【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

1. 総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名 (必要職員数)
総括部隊(89)	部隊長	防災対策部長
	副部隊長	戦略企画部長 総務部長 出納局長
総括隊(45)	隊長	防災対策部次長
総括班(9)	班長	防災対策部 災害対策課長
	班員	防災対策部 災害対策課(5) 防災対策部 危機管理課(1) 戦略企画部 戦略企画総務課(2)
情報班(20)	班長	防災対策部 防災企画・地域支援課長
	班員	防災対策部 防災企画・地域支援課(10) 戦略企画部 情報公開課(1) 戦略企画部 統計課(1) 総務部 (4) 出納局 (3)
救助班(11)	班長	防災対策部 危機管理副統括監
	班員	防災対策部 災害対策課(4) 防災対策部 消防・保安課(2) 監査委員会事務局(1) 人事委員会事務局(1) 労働委員会事務局(1) 海区漁業調整委員会事務局(1)
派遣班(4)	班長	防災対策部次長
	班員	防災対策部 災害対策課(2) 総務部 人事課(1)
総務広報隊(40)	隊長	防災対策部副部長
総務班(15)	班長	防災対策部 防災対策総務課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課(9) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部 (2) 議会事務局(1)
庁舎管理・車両班(4)	班長	総務部 管財課長
	班員	総務部 管財課(3)
渉外班(13)	班長	戦略企画部 政策提言・広域連携課長
	班員	戦略企画部 政策提言・広域連携課(7) 戦略企画部 秘書課(5)
広聴広報班(7)	班長	戦略企画部 広聴広報課長
	班員	戦略企画部 広聴広報課(6)

◆ 所掌事務（総括部隊）	対応部課（※1）
総括隊	
総括班	
災害対策統括部の総括に関する事	災害対策課
現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関する事	災害対策課
関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関する事	災害対策課
県災対本部の設置・廃止の検討に関する事	災害対策課
情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事	災害対策課
緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関する事	災害対策課
本部長指示等の伝達に関する事	災害対策課
災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関する事	災害対策課
国、全国知事会、他府県等への応援要請の可否の決定に関する事	災害対策課
緊急派遣チーム（仮称）の派遣の可否の決定に関する事	災害対策課
災害救助法の適用の可否の決定に関する事	災害対策課
被災者生活再建支援法の適用の可否の決定に関する事	災害対策課
災害警戒、注意喚起の発信に関する事	災害対策課
避難勧告・避難指示のかかる助言に関する事	災害対策課
所掌事務外事案の対応調整に関する事	災害対策課
情報班	
気象情報等の収集及び伝達に関する事	防災企画・地域支援課
被害状況の収集、整理に関する事	防災企画・地域支援課
災害応急対策の実施状況等の伝達に関する事	防災企画・地域支援課
国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関する事	防災企画・地域支援課
避難所・避難者等情報の把握に関する事	防災企画・地域支援課
救助班	
自衛隊の災害派遣要請、活動調整及び撤収要請に関する事	災害対策課
県内消防機関との連絡調整に関する事	消防・保安課
防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関する事	災害対策課
消防応援活動調整本部の運営に関する事	消防・保安課
第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請及び活動調整に関する事	災害対策課
サイレントタイムの設定に関する事	災害対策課
避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する事	災害対策課
（支接受入）派遣班	
緊急派遣チーム（仮称）の派遣に関する事	災害対策課
応援にかかる調整に関する事	災害対策課
国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関する事	災害対策課
各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること	人事課
総務広報隊	
総務班	
本部員会議の運営に関する事	防災対策総務課
市町からの応援要請文書の收受に関する事	防災対策総務課
被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関する事	危機管理課
総括部隊内の連絡調整に関する事	危機管理課
災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事	法務・文書課
職員の健康管理に関する事	福利厚生課
職員の罹災給付に関する事	福利厚生課
総務事務システムの運用に関する事	総務事務課
災害関係費の予算に関する事	財政課
防災通信ネットワークの運用に関する事	防災対策総務課
行政情報ネットワークの災害対策に関する事	IT推進課
物品調達（各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く）及び出納に関する事	会計支援課
出納事務（緊急支払い）に関する事	出納総務課
財務会計システムの運用に関する事	出納総務課

第3部 台風接近時等の減災対策  
第1章 災害対策本部機能の確保

	国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関する事	防災対策総務課
	本部職員等の食料・寝具等の確保に関する事	防災対策総務課
庁舎管理・車両班		
	県有車両（集中管理自動車）の配車に関する事	管財課
	災害救助用臨時専用電話の施設に関する事	管財課
渉外班		
	政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関する事	政策提言・広域連携課
	災害見舞いに関する事	秘書課
	本部長、副本部長の秘書に関する事	秘書課
	全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調	政策提言・広域連携課
広聴広報班		
	報道機関との連絡調整に関する事。	広聴広報課
	県民への呼びかけ等知事会見に関する事。	広聴広報課
	県ホームページの管理に関する事。	広聴広報課
	各種広報媒体を活用した県民等への広報に関する事。	広聴広報課
	県民からの問い合わせ、要望、意見に関する事。	広聴広報課
	災害写真等の収集・整理に関する事。	広聴広報課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。



2. 社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
社会基盤対策部隊(36)	部隊長 副部隊長 (※1)	県土整備部長 農林水産部長 環境生活部 廃棄物対策局長 企業庁長
施設整備隊(29)	隊長 (※2)	県土整備部 人権・危機管理監 農林水産部 人権・危機管理監 企業庁 危機・事業管理監
情報収集・分析班(10)	班長	県土整備部 人権・危機管理監
	班員	県土整備部 (6) 農林水産部 (1) 企業庁(2)
公共土木対策班(8)	班長	県土整備部 施設災害対策課長
	班員	県土整備部 (7)
農林水産対策班(5)	班長	農林水産部 人権・危機管理監
	班員	農林水産部 農業基盤整備課(1) 農林水産部 治山林道課(1) 農林水産部 水産基盤整備課(1) 農林水産部 農林水産総務課(1) (情報収集・分析班兼務)
水道・工業用水道・電気班(3)	班長	企業庁 危機・事業管理監
	班員	企業庁 (2) (情報収集・分析班兼務)
廃棄物対策隊(3)	隊長	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長
	班員	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課(1)

※1 災害の規模・内容等に応じ、部隊長等は災害対策統括部長（危機管理統括監）が指名します。

※2 隊長は、部隊長の指名に応じて就任します。

◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）

所掌事務	対応部課(※3)
施設整備隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	各部局等関係課※
統括部隊との連絡調整に関すること	各部局等関係課※
部隊内の情報収集・整理に関すること	各部局等関係課※
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	各部局等関係課※
公共土木対策班	
道路啓開に関すること	施設災害対策課
水防本部に関すること	施設災害対策課
道路情報の把握と提供に関すること	道路管理課
道路パトロールの実施と応急措置に関すること	道路管理課
異常時における事前通行規制に関すること	道路管理課
建設業者の確保に関すること	建設業課
道路及び橋梁の応急補修に関すること	道路建設課
港湾施設及び海岸施設の応急補修に関すること	港湾・海岸課
河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・の収集に関すること	河川課
ダム情報の収集、砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること	防災砂防課
都市公園施設の応急補修に関すること	都市政策課
下水道施設の応急補修に関すること	下水道課
部内の災害対応事業用地に関すること	公共用地課
営繕工事中の現場の保全指導に関すること	営繕課
県有施設の災害復旧工事の設計施行に関すること	営繕課
気象予警報等の受理及び伝達に関すること	施設災害対策課
復旧資機材の確保に関すること	建設業課

第3部 台風接近時等の減災対策  
第1章 災害対策本部機能の確保

農林水産対策班	
農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
被災農作物の応急技術対策に関すること	農産園芸課
被災農作物の種苗対策に関すること	農産園芸課
家畜伝染病予防に関すること	畜産課
罹災家畜収容に関すること	畜産課
治山施設の応急復旧に関すること	治山林道課
林道等施設の応急復旧に関すること	治山林道課
地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること	治山林道課
林業共同施設に係る災害対策に関すること	森林・林業経営課
自然公園等施設の災害対策に関すること	みどり共生推進課
林野火災対策に関すること	治山林道課
漁港施設及び漁港海岸施設の応急補修に関すること	水産基盤整備課
漁業・養殖業の被害対策に関すること	水産資源課
水道・工業用水道・電気班	
県営水道・工業用水道事業の復旧に関すること	水道事業課 工業用水道事業課
電気事業の復旧に関すること	電気事業課
廃棄物対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること	廃棄物・リサイクル課
廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること	廃棄物・リサイクル課
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること	廃棄物・リサイクル課
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
国、他府県への応援要請に関すること	廃棄物・リサイクル課
廃棄物処理への技術的支援に関すること	廃棄物・リサイクル課

※3 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

### 3. 保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊(22)	部隊長	健康福祉部長
	副部隊長	健康福祉部 医療対策局長 病院事業庁長
情報収集・分析班(4)	班長	健康福祉部 医療対策局 医務国保課長
	班員	健康福祉部 医務国保課(3)
医療活動支援班(9)	班長	健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課長
	班員	健康福祉部 地域医療推進課(5) 健康福祉部 健康づくり課(1) 健康福祉部 薬務感染症対策課(1) 病院事業庁 県立病院課(1)
保健衛生班(6)	班長	健康福祉部 健康づくり課長
	班員	健康福祉部 健康福祉総務課(1) 健康福祉部 食品安全課(1) 健康福祉部 薬務感染症対策課(1) 健康福祉部 健康づくり課(1) 健康福祉部 福祉監査課(1)

◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
統括部隊との連絡調整に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
部隊内の情報収集・整理に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
医療活動支援班	
本部の医療対策に関すること	地域医療推進課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	地域医療推進課
入院治療を要するものの収容に関すること	地域医療推進課
輸血用血液の供給に関すること	薬務感染症対策課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務感染症対策課
県立病院相互の連絡調整に関すること	県立病院課
県立病院の災害対策に関すること	県立病院課
保健衛生班	
災害救助法の運用に関すること	健康福祉総務課
食品衛生に関すること	食品安全課
広域火葬計画に関すること	食品安全課
防疫に関すること	薬務感染症対策課
保健師の派遣に関すること	健康づくり課
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務感染症対策課
食生活指導の支援に関すること	健康づくり課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

#### 4. 救援物資部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
救援物資部隊(12)	部隊長	地域連携部長
	副部隊長	地域連携部 スポーツ推進局長 地域連携部 南部地域活性化局長
情報収集・分析班(4)	班長	地域連携部 地域連携総務課長
	班員	地域連携部(3)
物資調整班(5)	班長	地域連携部 人権・危機管理監
	班員	地域連携部(1) 環境生活部 交通安全・消費生活課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 企業誘致推進課(1)

◆ 所掌事務（救援物資部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関する事	地域連携総務課
統括部隊との連絡調整に関する事	地域連携総務課
部隊内の情報収集・整理に関する事	地域連携総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	地域連携総務課
物資調整班	
救援物資要請情報の収集・整理に関する事	地域連携総務課
救援物資ニーズの把握に関する事	地域連携総務課
生活必需物資等の調達に関する事	企業誘致推進課 交通安全・消費生活課
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事	農産園芸課
漬物等の調達に関する事	フードイノベーション課
生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関する事	(地域連携部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事	(地域連携部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

5. 被災者支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
被災者支援部隊(43)	部隊長	環境生活部長
	副部隊長	健康福祉部 子ども・家庭局長 教育長
被災者支援隊(20)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)
避難者支援班(8)	班長	健康福祉部 人権・危機管理監
	班員	健康福祉部 長寿介護課(1)
		健康福祉部 障がい福祉課(1)
		健康福祉部 子育て支援課(1)
		健康福祉部 食品安全課(1)
		健康福祉部 健康づくり課(1)
環境生活部 大気・水環境課(1)		
環境生活部 多文化共生課(1)		
応急住宅班(4)	班長	県土整備部 住宅課長
	班員	県土整備部 住宅課(1)
		県土整備部 建築開発課(1) 健康福祉部 健康福祉総務課(1)（保健医療部隊兼務）
水道応援班(3)	班長	環境生活部 大気・水環境課長
	班員	環境生活部 大気・水環境課(1) 企業庁(1)（社会基盤対策部隊兼務）
ボランティア班(3)	班長	環境生活部 男女共同参画・NPO課長
	班員	環境生活部 男女共同参画・NPO課(1)
		健康福祉部 地域福祉課(1)
教育対策隊(20)	隊長	教育委員会事務局 学校防災推進監
情報収集・分析班(5)	班長	教育委員会事務局 学校防災推進監
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(4)
教育対策班(14)	班長	教育委員会事務局 教育総務課長
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(1)
		教育委員会事務局 予算・経理課(1)
		教育委員会事務局 教職員課(1)
		教育委員会事務局 福利・給与課(1)
		教育委員会事務局 学校施設課(1)
		教育委員会事務局 高校教育課(1)
		教育委員会事務局 小中学校教育課(1)
		教育委員会事務局 特別支援教育課(1)
		教育委員会事務局 生徒指導課(1)
		教育委員会事務局 保健体育課(1)
教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1)		
教育委員会事務局 研修企画・支援課(1)		
環境生活部 私学課(1)		

◆ 所掌事務（被災者支援部隊）

所掌事務	対応部課(※1)
被災者支援隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	環境生活総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	環境生活総務課
避難者支援班	
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課

第3部 台風接近時等の減災対策  
第1章 災害対策本部機能の確保

児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子育て支援課
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課
透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康づくり課
外国人への情報提供に関すること	多文化共生課
水環境の保全に関すること	大気・水環境課
大気環境の保全に関すること	大気・水環境課
避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること	食品安全課
避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること	(健康福祉部)
避難生活の現状分析及び対策立案に関すること	(健康福祉部)
水道応援班	
水道水の供給の調整に関すること	大気・水環境課
応急給水活動の参加に関すること	水道事業課
応急住宅班	
被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること	住宅課
住宅相談の実施等に関すること	住宅課
応急仮設住宅の建設等に関すること	健康福祉総務課
公営住宅等の被災者への提供に関すること	住宅課
ボランティア班	
みえ災害ボランティア支援センターに関すること	男女共同参画・NPO課
ボランティアの受入の総合調整に関すること	男女共同参画・NPO課
教育対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の総合調整に関すること	教育総務課
部隊との連絡調整に関すること	教育総務課
隊内の情報整理に関すること	教育総務課
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	教育総務課
教育対策班	
私立学校の災害対策に関すること	私学課
被災児童生徒の安全確保に関すること	教育総務課
被災児童生徒の保健管理に関すること	保健体育課
被災児童生徒の修学に関すること	予算・経理課
被災児童生徒への教科書等の支給に関すること	小中学校教育課
教職員の災害対策のための動員確保に関すること	教職員課
教職員の罹災給付に関すること	福利・給与課
公立学校施設の災害に関すること	学校施設課
災害時における学校給食対策に関すること	保健体育課
県立高校の休校措置等の情報収集に関すること	高校教育課
県立特別支援学校の休校措置等の情報収集に関すること	特別支援教育課
公立小中学校の休校措置等の情報収集に関すること	小中学校教育課
社会教育施設の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課
文化財等の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課
総合教育センターの災害対策に関すること	研修企画・支援課
被災児童生徒に対する避難に関すること	小中学校教育課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

6. 生活・経済再建支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長
	副部隊長	観光・国際局長
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策課課長補佐（総括部隊兼務）
	班員	総務部 税収確保課・税務債権管理課(1)
		防災対策部 災害対策課(1)（総括部隊兼務）
		環境生活部 交通安全・消費生活課(1)
	雇用経済部 雇用対策課(1)	
	健康福祉部 健康福祉総務課(1)（保健医療部隊兼務）	
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 サービス産業振興課(1)
		雇用経済部 ものづくり推進課(1)
		雇用経済部 地域資源活用課(1)
	雇用経済部 観光政策課(1)	
義援金受入・配分班(2)	班長	健康福祉部 地域福祉課長
	班員	健康福祉部 地域福祉課(1)

◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課
生活再建支援班	
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	災害対策課
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること	交通安全・消費生活課
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	健康福祉総務課
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	健康福祉総務課
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課
事業者再建支援班	
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課
災害救助に協力する訓練生の連絡調整に関すること	雇用対策課
被災中小企業の融資及び経営相談に関すること	サービス産業振興課 地域資源活用課
中小企業の災害対策に関すること	ものづくり推進課 地域資源活用課
立地企業の災害対策に関すること	企業誘致推進課
県内観光事業者の支援に関する関係機関との調整に関すること	観光政策課
義援金受入・配分班	
災害義援金品の受入・配分に関すること	地域福祉課
災害義援金の保管に関すること	出納総務課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

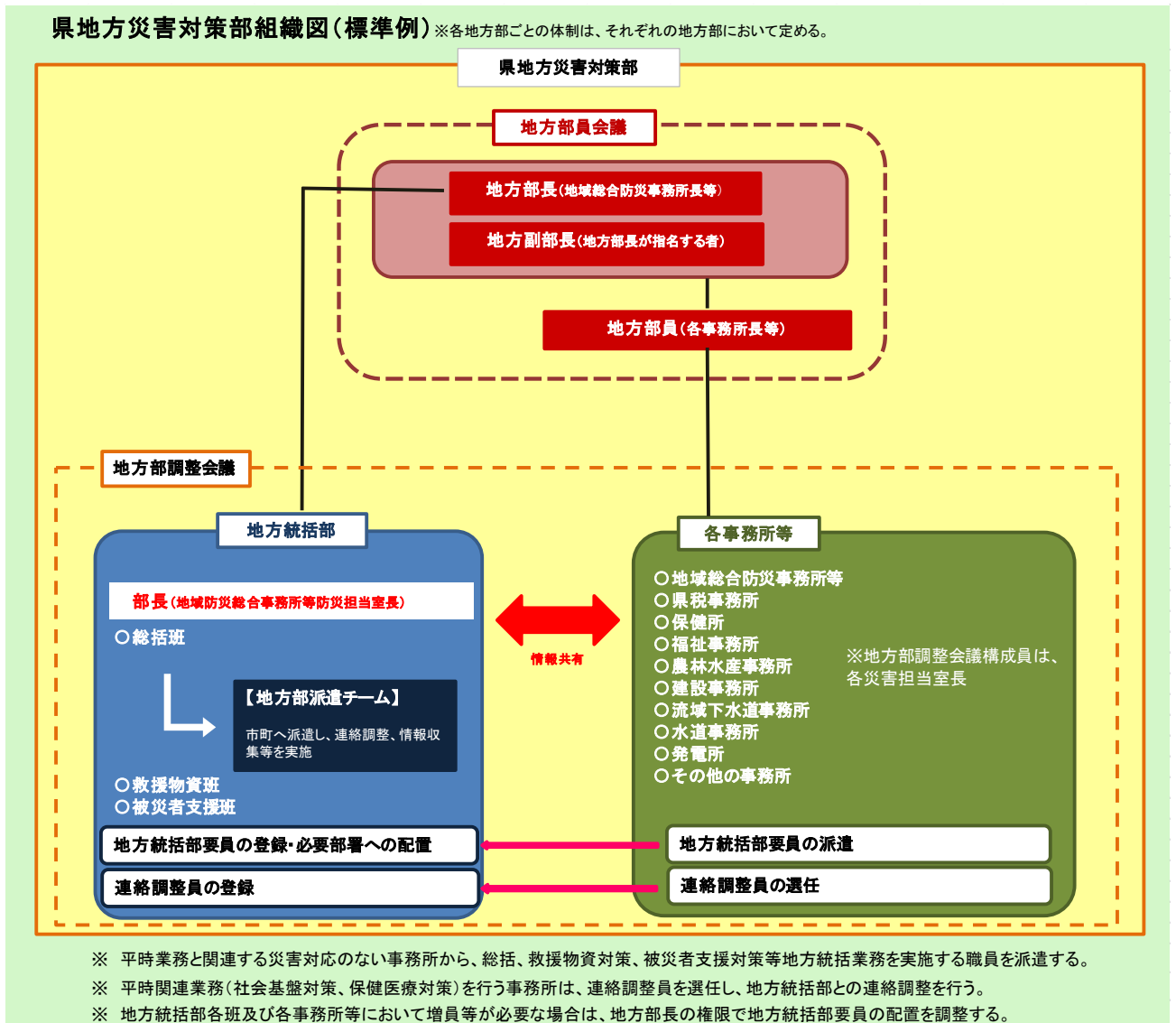
7. 警察部隊

※ 警察部隊は、「三重県警察災害警備計画」に基づき実施することとする。

事務内容	対応部
部隊内の総合調整に関する事	警備部
災害警備体制の確立に関する事	警備部
災害情報の収集・連絡等に関する事	警備部
救出救助活動に関する事	警備部
避難誘導に関する事	警備部
緊急交通路の確保に関する事	交通部
身元確認等に関する事	刑事部
二次災害の防止に関する事	警備部
危険箇所等における避難誘導等の措置に関する事	警備部・生活安全部
社会秩序の維持に関する事	生活安全部・刑事部
被災者等への情報伝達活動等に関する事	警備部
相談活動に関する事	警務部・生活安全部
ボランティア活動の支援に関する事	警備部・生活安全部



【別図2】



【別表3】地方部の組織

名称	説明
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
地方部員	各事務所長等
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方部としての全体把握、総合調整</li> <li>市町の災害情報の収集及び伝達</li> <li>県から市町への支援情報等の提供</li> <li>情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整</li> <li>救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動</li> </ul>

各事務所等	<p>社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。</p> <p>また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。</p> <p>一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</p>
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。

【別表4】地方部の所掌事務（標準例）

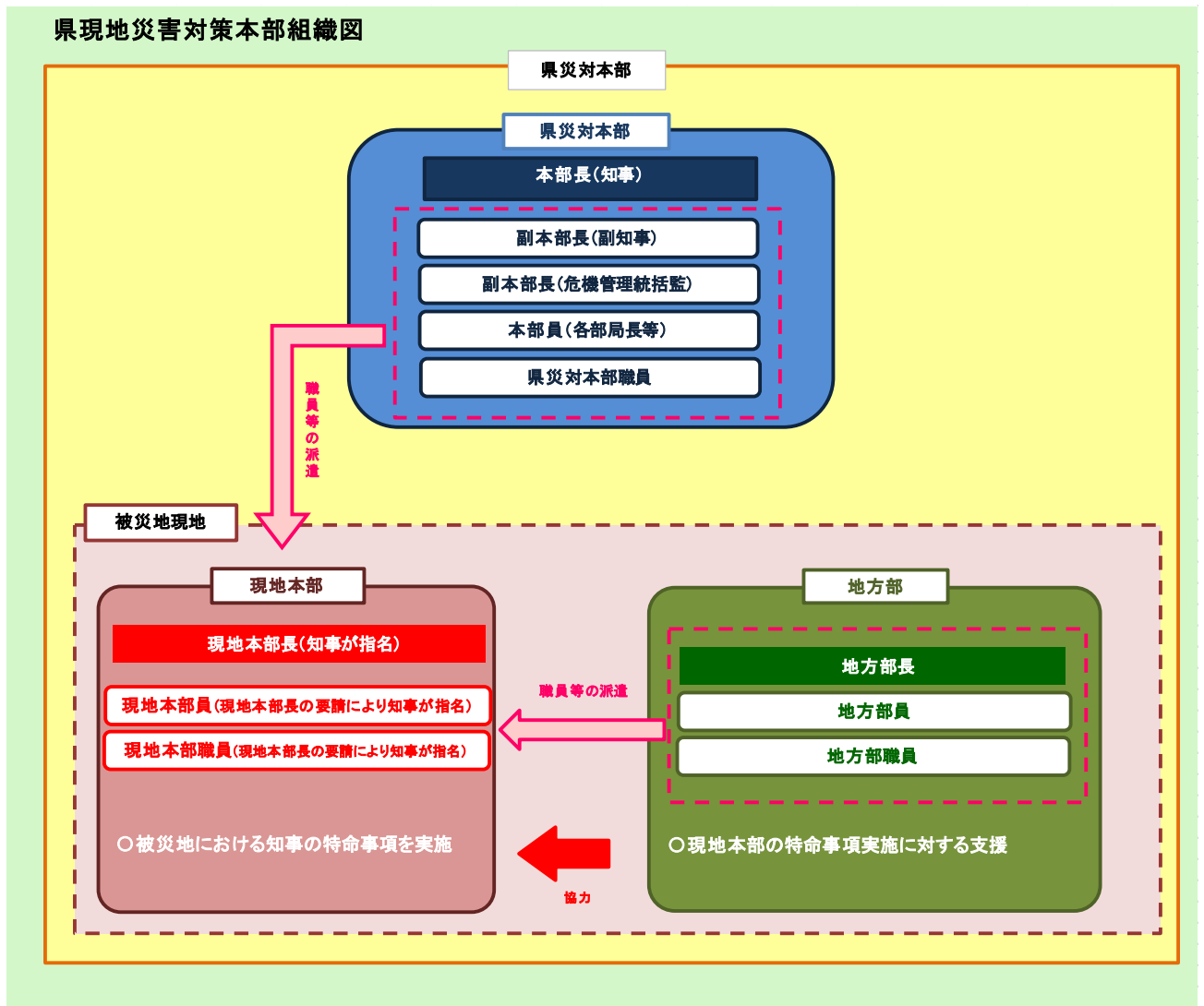
地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務
地方統括部	総括班	対策係	・地方部の総括に関する事
			・現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関する事
			・地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関する事
			・地方部の設置・廃止の検討に関する事
			・情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事
			・緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関する事
			・本部長指示等の伝達に関する事
			・地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関する事
			・災害警戒、注意喚起の発信に関する事
			・避難勧告・避難指示にかかる助言に関する事
			・広域防災拠点施設の開設・運営・管理に関する事
			・所掌事務外事案の対応調整に関する事
			・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関する事
			・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関する事
			・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する事
・派遣チームの派遣に関する事			
・他府県等応援職員にかかる受入調整に関する事			
・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること			
情報係	・気象情報等の収集及び伝達に関する事		
	・被害状況の収集、整理に関する事		
	・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関する事		
	・避難所・避難者等情報の把握に関する事		
総務係	・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関する事		
	・市町からの応援要請文書の收受に関する事		
	・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事		
	・職員の健康管理に関する事		
	・防災通信ネットワークの運用に関する事		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること</li> <li>・出納事務(緊急支払い)に関すること</li> <li>・財務会計システムの運用に関すること</li> <li>・国、他府県等の災害応援職員の宿舍確保に関すること</li> <li>・本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること</li> <li>・県有車両(集中管理自動車)の配車に関すること</li> <li>・災害救助用臨時電話の施設に関すること</li> <li>・災害義援金の保管に関すること</li> </ul>
	救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資要請情報の収集・整理に関すること</li> <li>・救援物資ニーズの把握に関すること</li> <li>・生活必需物資等の調達に関すること</li> <li>・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること</li> <li>・漬物等の調達に関すること</li> <li>・生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関すること</li> <li>・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること</li> </ul>
	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること</li> <li>・避難生活の現状分析及び対策立案に関すること</li> </ul>
地域防災総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること</li> <li>・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること</li> <li>・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること</li> <li>・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること</li> <li>・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関すること</li> <li>・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関すること</li> <li>・廃棄物処理への技術的支援に関すること</li> <li>・水環境の保全に関すること</li> <li>・大気環境の保全に関すること</li> </ul>
県税事務所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災による県税の減免に関すること</li> </ul>
保健所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関すること</li> <li>・防疫、感染症に関すること</li> <li>・保健師の派遣に関すること</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関すること</li> <li>・食生活指導の支援に関すること</li> </ul>
保健所(一部 福祉事務所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること</li> <li>・医療救護班派遣に関すること</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること</li> </ul>
福祉事務所(一部 保健所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関すること</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関すること</li> </ul>
農林水産事務所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること</li> <li>・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること</li> <li>・被災農作物の応急技術対策に関すること</li> <li>・被災農作物の種苗対策に関すること</li> </ul>

第3部 台風接近時等の減災対策  
第1章 災害対策本部機能の確保

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜伝染病予防に関する事</li> <li>・罹災家畜収容に関する事</li> <li>・治山施設の応急復旧に関する事</li> <li>・林道等施設の応急復旧に関する事</li> <li>・地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事</li> <li>・林業共同施設に係る災害対策に関する事</li> <li>・自然公園等施設の災害対策に関する事</li> <li>・林野火災対策に関する事</li> <li>・漁港施設及び漁港海岸施設の応急補修に関する事</li> <li>・漁業・養殖業の被害対策に関する事</li> </ul>
建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開に関する事</li> <li>・水防支部に関する事</li> <li>・道路情報の把握と提供に関する事</li> <li>・道路パトロールの実施と応急措置に関する事</li> <li>・異常時における事前通行規制に関する事</li> <li>・建設業者の確保に関する事</li> <li>・道路及び橋梁の応急補修に関する事</li> <li>・港湾施設及び海岸施設の応急補修に関する事</li> <li>・河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・ダム情報の収集に関する事</li> <li>・砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関する事</li> <li>・都市公園施設の応急補修に関する事</li> <li>・部内の災害対応事業用地に関する事</li> <li>・営繕工事中の現場の保全指導に関する事</li> <li>・県有施設の災害復旧工事の設計施行に関する事</li> <li>・気象予警報等の受理及び伝達に関する事</li> <li>・復旧資機材の確保に関する事</li> <li>・施設被災情報の収集に関する事</li> <li>・被災宅地危険度判定に関する事</li> <li>・被災建築物応急危険度判定に関する事</li> <li>・住宅相談の実施等に関する事</li> <li>・公営住宅等の被災者への提供に関する事</li> </ul>
流域下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の応急補修に関する事</li> </ul>
水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営水道・工業用水道事業の復旧に関する事</li> <li>・応急給水活動の参加に関する事</li> </ul>
発電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業の復旧に関する事</li> </ul>
県立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院相互の連絡調整に関する事</li> <li>・県立病院の災害対策に関する事</li> </ul>

【別図3】



【別表5】 現地本部の組織

名称	説明
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。
現地本部員	現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。
現地本部職員	現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。

## 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保(直前2)

【主担当部隊(班)：総括部隊(総括班、情報班、広聴広報班)】

社会基盤対策部隊(公共施設対策班)

### 第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市町等へ提供するとともに、県内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊(総括班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(气象台)
水防警報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共施設対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(建設事務所)
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共施設対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・土砂災害警戒メッシュ情報等(建設事務所)
被害情報等の収集・とりまとめ	総括部隊(総括班、情報班、広聴広報班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊(総括班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

#### ■共通事項等

##### 1 予報及び警報等の伝達

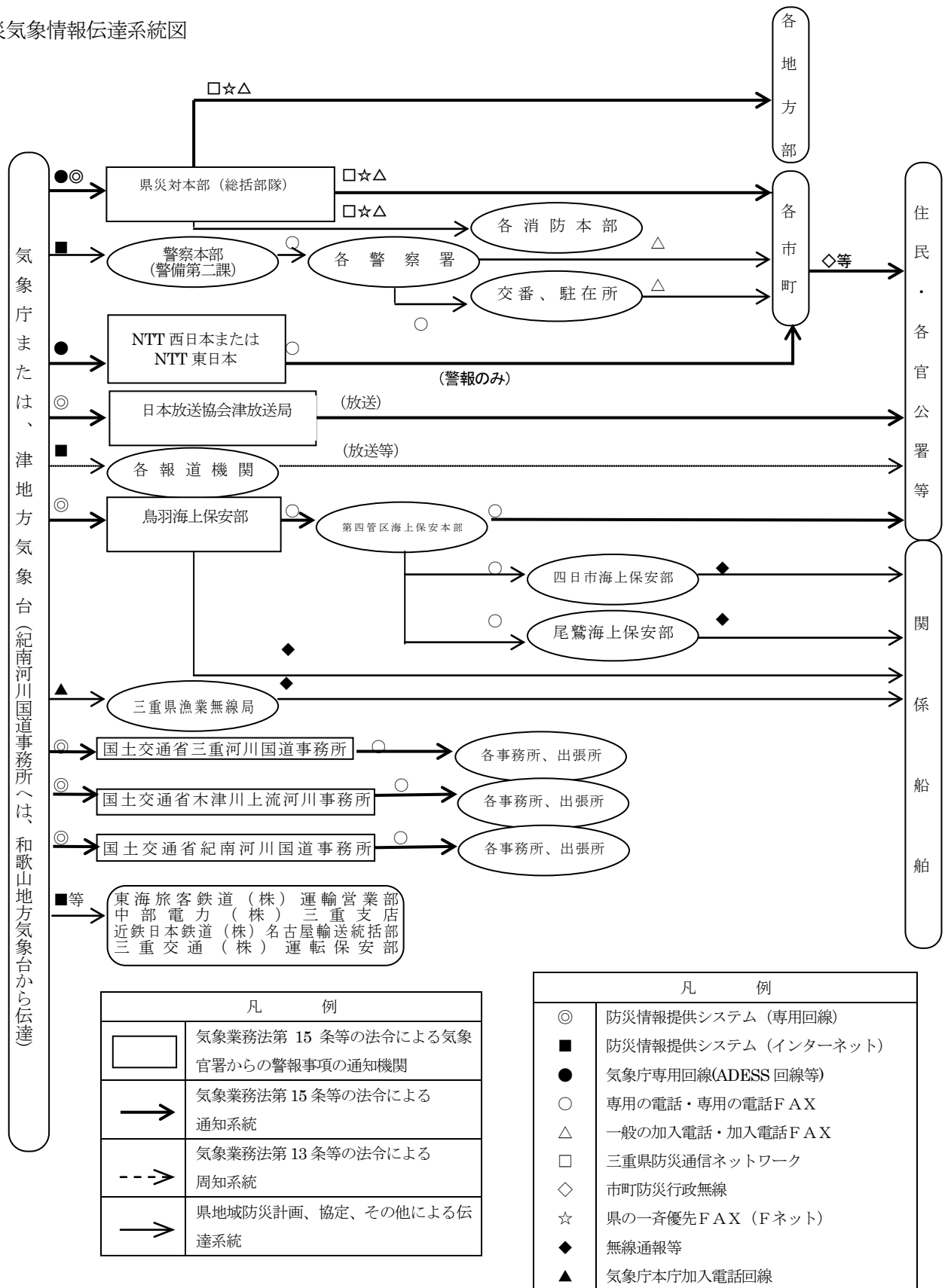
###### (1) 伝達系統

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統(津波警報を除く)

津地方气象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図



## 第3項 対策

### ■県が実施する対策

#### 1 気象情報・予警報の収集・伝達

##### (1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等(総括部隊<総括班>)

三重県に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。

##### (2) 気象予警報等の伝達(総括部隊<総務班>)

気象台等から気象予警報や気象情報等を受信した場合は、三重県防災情報ネットワークを使用して地方部及び市町へその情報文を伝達するとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

##### (3) ホームページ等での情報提供(総括部隊<総務班>)

「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、防災情報メール配信サービスの登録者に情報を伝達する。

#### 2 水防警報の発表・伝達(社会基盤対策部隊<公共施設対策班>)

##### (1) 雨量の監視・通報

県内に大雨・洪水注意報が発表された場合、水防本部は指定雨量観測所等の雨量報告を収集し、監視を行う。また、指定雨量観測所の雨量が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、気象台に通報を行うとともに、必要に応じ、水防本部と気象台の間で相互の雨量データを通報する。(「三重県水防情報システム(レピス)」または国土交通省「川の防災情報ホームページ」が正常に機能し、観測所の雨量を把握できる場合は、通報を省略できる。)

##### (2) 水位の監視

水防支部は、指定水位観測所の水位、潮位または流量に関する情報を収集し、監視を行う。

##### (3) 水防警報・避難判断水位(特別警戒水位)の発表・通報

知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、水防警報を発表するとともに、直ちに関係水防管理団体および気象台へ通報する。

##### 【三重県水防計画に定める指定水位観測所における水位の通報基準】

- ① 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ② 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- ③ 以後の時間毎の水位
- ④ 避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位(危険水位)に達したとき
- ⑥ 最高水位
- ⑦ 氾濫危険水位(危険水位)を下回ったとき
- ⑧ 避難判断水位(特別警戒水位)を下回ったとき
- ⑨ 氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったとき
- ⑩ 水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき

(「三重県水防情報システム(レピス)」または国土交通省「川の防災情報ホームページ」が正常に機能し、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。)

##### (4) 国からの水防警報・避難判断水位(特別警戒水位)の伝達

国土交通大臣が指定する河川、海岸にかかる水防警報または指定河川の避難判断水位(特別警戒水位)情報の通知を受けた時は、三重県水防計画に定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。

また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。

#### 3 土砂災害警戒情報の発表・伝達(社会基盤対策部隊<公共施設対策班>)

##### (1) 雨量・土砂災害警戒メッシュ情報の監視

県内に大雨・洪水警報が発表された場合、三重県土砂災害情報提供システムにより、雨量及び土



砂災害警戒メッシュ情報等の監視を行う。

また、同システムを利用して、市町及び県民等に対し、雨量・土砂災害警戒メッシュ情報等を提供する。

#### (2) 土砂災害警戒情報の発表・伝達

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、気象台と協議の上、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

また、補完情報として、三重県土砂災害情報提供システムを用い、危険レベルを市町及び県民等へ提供する。

### 4 被害情報等の収集・とりまとめ

#### (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

##### ① 防災情報システムを利用した情報収集（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部が設置された場合は、速やかに防災情報システムを立ち上げ、災害関連情報等の収集・共有体制を確立する。

また、地方部を通じて、市町に対し、防災情報システムによる市町災対本部設置状況、人的被害、住家被害、避難状況、り災状況等の報告を求める。

##### ② ライフライン・公共交通機関に係わる情報収集（総括部隊＜情報班＞）

NTT回線等を通じて、公共機関（鉄道、バス、定期線等）の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電力、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。

##### ③ 道路管理者からの情報収集（社会基盤対策部隊＜公共施設対策班＞）

県内道路の状況（道路の通行止め等）について情報を収集し、災害対策本部に報告するものとする。

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、救助班）	市町（※）、警察 自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話
② 道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理道路	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	公共工事進行管理システム（災害管理システム）
国管理道路	総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
③ 堤防・護岸・港湾施設の状況			
市町管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班、農林水産対策班）	市町（※）	電話
県管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班、農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	災害管理システム 電話
国管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班） 総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	電話
④ ライフライン状況			
市町水道	被災者支援部隊（水道応援班）	市町（※）	電話
県営水道	社会基盤対策部隊 （水道・工業用水道・電気班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、MCA無線
上記以外	総括部隊（情報班）	各事業者	電話
⑤ 医療施設関係状況	保健医療部隊 （情報収集・分析班）	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話
⑥ 文教施設関係状況	総括部隊（情報班） 被災者支援部隊（教育対策班）	市町 市町教育委員会、各施設	防災情報システム 電話
⑦ その他の施設の状況			
市町施設、その他施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県立施設	各所管部隊	各施設	電話

2. 対策の実施状況			
① 住民避難の状況	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
② 救護物資の状況	救援物資部隊（物資調整班）	市町（※）	電話
③ 避難所運営の状況	被災者支援部隊（避難者支援班）	市町（※）	電話
④ ボランティア受入状況	被災者支援部隊（ボランティア班）	みえ災害ボランティア支援センター	電話
⑤ 治安の状況	警察部隊	警察署	警察通信
⑥ その他の対策の状況	総括部隊（情報班）	市町（※） 各部隊 関係機関	防災情報システム 電話

※ 情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

(2) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）

地方部（総括班）は、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。

(3) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊＜派遣班＞）

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。

地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。

5 被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて市町に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

**【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】**

**1 台風・気象情報等の整理・分析**

タイムラインを実施するためには、台風の進路や暴風・大雨等の情報を収集するとともに、その情報を整理・分析し、三重県への被害を予測して対策を講じる必要があることから、早期の段階から気象台等との連携を図り、台風・気象情報等の整理・分析を行う体制を検討（確認）する。

**2 公共交通機関運行情報の把握及び広報**

県民や観光客等への影響が大きい、列車等公共交通機関の運行見込みなどを早期に把握し、広報するための事業者等との連携体制を検討する。

**■市町が実施する対策**

**1 被害情報等の収集と報告**

**(1) 被害情報等の収集**

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に災害時要援護者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

**(2) 被害情報等の報告**

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「<県が実施する対策> 4 被害情報等の関係機関への情報提供等 (3) 消防庁への報告」を参照）。

**(3) 緊急派遣チーム等との連携**

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

**【市町地域防災計画記載検討項目】**

**(1) 被害情報の収集の方法及び連絡系統**

**(2) 気象予警報等の伝達体制**

**(3) 収集する被害情報等の種類と収集・報告の方法**

**(4) その他必要な事項**

**■その他の防災関係機関が実施する対策**

**<気象庁（津地方気象台）>の実施する対策>**

**1 気象注意報・警報等の発表（津地方気象台）**

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2のとおりである。

別表1 特別警報、警報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

別表2 注意報の種類と概要

種 類		概 要
気 象 注 意 報	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
※ 地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
※ 浸 水 注 意 報	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	

(注) 1 ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。

(注) 2 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

## <国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局等）の実施する対策>

### 1 水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認めた時に警報を発表する。

## <移動通信事業者の実施する対策>

### 1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

## <報道機関の実施する対策>

### 1 災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報等をもとに、県民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

## <その他の防災関係機関の実施する対策>

### 1 被害情報等の収集と連絡

#### (1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

#### (2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

### 2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

## ■地域・住民が実施する自助・共助の対策

### 1 風水害からの自衛措置

#### (1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットやメール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する避難勧告等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要かまたは自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市町から避難勧告等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

#### (2) 避難準備情報発表時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市町から避難準備情報が発表された場合は、立ち退き避難または垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、災害時要援護者に対しては、避難準備情報発表時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が災害時要援護者の避難行動を支援する。

#### (3) 避難勧告発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市町から避難勧告が発表された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難または垂直避難等を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、市町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

#### (4) 避難指示発令時の対応

立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示を待たず、避難勧告発令時点で指定避難場所へ避難を行うことを原則とする。

やむを得ず避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫しているまたは災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

### 2 災害に関する現場情報の報告

市町からの避難勧告等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

### 3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市町や施設管理者への報告に努める。



## 第2章 避難誘導体制の確保

### 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進(直前3)

【主担当部隊(班)：総括部隊(総括班)】

#### 第1項 活動方針

- 市町が適切に避難勧告等を発令するための助言等を行い、市町の避難情報を集約するとともに、県内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、市町の早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制および市町から避難所指定を受けている県有施設における受入体制整備について検討する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(総括班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)
市町に対する避難勧告等の判断支援	総括部隊(総括班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)
県有施設での避難所開設	各施設管理者	県災対本部設置後	・避難準備情報等(市町)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

#### 第3項 対策

##### ■県が実施する対策

##### 1 市町避難情報の収集・とりまとめ(防災対策部<総括部隊(情報班)>)

県災対本部が設置された場合、総括部隊(情報班)は、地方部を通じ、速やかに市町の避難勧告等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。

市町避難情報の収集は、県防災情報システムによることを原則とし、内容をとりまとめ、避難所情報として防災みえHPや報道機関等を通じて公表する。

##### 2 市町に対する避難勧告等の判断支援(防災対策部<総括部隊(総括班)>)

##### (1) 避難判断情報等の提供(県土整備部<社会基盤対策部隊(公共土木対策班)>)

社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、市町が避難勧告等を判断するための情報として、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等をインターネットHP等を利用して提供する。

##### (2) 避難に関する助言(総括部隊(総括班)、県土整備部<社会基盤対策部隊>(公共土木対策班))

総括部隊(総括班)および社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、河川氾濫や土砂災害の危険性が高まったと認める場合は、該当市町に対しその旨を通知し、必要に応じ避難勧告等を発令する等の助言を行う。

### 3 避難所指定県有施設の避難所開設・避難者受入（各施設管理者）

市町の避難所に指定されている施設の管理者は、市町から避難所の開設および避難者受入の要請があった場合には、それに協力する。

#### 【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

##### 1 早期避難支援体制

風雨が強まり、災害の発生が差し迫った状況下や、夜間等における避難行動には、避難者の危険性が高まるなどの支障が伴うことから、住民等が余裕を持って安全な状況で避難を行うことができるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。

避難所開設や避難勧告等の発令は主に市町の所管だが、市町の行う早期の避難所開設準備や、避難勧告等発令の判断等に対する支援を行うため、早期避難にかかる市町への支援体制などについて検討（確認）する。

##### 2 広域避難実施体制

多数の避難者が発生した場合には、単独市町では避難者を収容しきれないことが想定されるため、災害予測に基づく、早期の段階からの市町を越えた広域避難の実施が想定されることから、広域避難の実施体制のあり方や、それに対する県の支援等について検討（確認）する。

##### 3 避難所指定県有施設での避難所開設・運営指針等の検討

避難所の指定や開設の要否の判断は主に市町の所管となるが、避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合に必要なる事前対策について検討（確認）する。

## ■市町が実施する対策

### 1 避難の実施

#### (1) 避難実施体制の確立

市町は、災害発生危険等が予測される地域に対し、速やかに避難勧告等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

#### (2) 避難所の開設

避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ① 避難の種類（自主避難、避難準備、避難勧告、避難指示）
- ② 避難所開設の日時及び場所
- ③ 箇所数及び収容人員

#### (3) 避難準備情報・勧告・指示の発令

避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線やエリアメール、広報車、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

#### (4) 避難の実施

市町は、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難勧告等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や避難準備情報の発令等を検討する。

#### 【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難の実施体制
- (2) 避難準備情報・勧告・指示の発令
- (3) 避難の実施方法
- (4) その他必要な事項

#### ■ その他防災関係機関が実施する対策

---

##### 1 住民等への避難情報の広報（報道機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

#### ■ 県民が実施する対策

---

##### 1 避難勧告等発令時の行動

県民は、市町が発令する避難勧告等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の様相を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難勧告等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとる。

## 第2節 災害時要援護者の保護 (直前4)

【主担当部隊(班)：被災者支援部隊(避難者支援班)】

### 第1項 活動方針

- 災害時要援護者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な災害時要援護者施設の利用者の他施設への受入要請や、市町を越えた福祉避難所等への受入等の調整を図る。
- 市町の実施する災害時要援護者の避難支援体制について、検討を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害時要援護者の避難状況の把握	被災者支援部隊(避難者支援班)	県災対本部設置後速やかに	・災害時要援護者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、災害時要援護者関連施設)
災害時要援護者施設利用者の受入調整支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	災害時要援護者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・災害時要援護者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)
市町を越えた福祉避難所等への受入調整	被災者支援部隊(避難者支援班)	市町からの要請があった場合等	・災害時要援護者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■県が実施する対策

#### 1 災害時要援護者の避難状況の把握・受入調整等(被災者支援部隊<避難者支援班>)

##### (1) 災害時要援護者の避難状況の把握

県は、市町を通じ、災害時要援護者の避難情報を収集する。

##### (2) 災害時要援護者施設利用者の受入調整支援

避難が必要な災害時要援護者施設利用者について、必要に応じ他施設での受入要請を行う。

##### (3) 市町を越えた福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、災害時要援護者を、福祉避難所等へ入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

#### 【タイムライン策定に向けた検討(確認)項目の例】

##### 1 災害時要援護者への情報伝達・早期避難支援体制

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある災害時要援護者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められる。

災害時要援護者の避難対策は主に市町の所管ですが、多様な手段を用いた情報伝達や早期

避難の呼びかけ等を効果的に進めるための県の支援等について検討(確認)する。

## ■市町が実施する対策

---

### 1 災害時要援護者の避難支援

#### (1) 災害時要援護者の避難行動支援

避難準備情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす災害時要援護者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

#### 【市町地域防災計画記載検討項目】

#### (1) 災害時要援護者の避難行動支援

#### (2) その他必要な事項

## ■その他防災関係機関が実施する対策

---

### 1 住民等への避難情報の広報(報道機関)

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

### 2 災害時要援護者の避難受入(社会福祉施設等)

災害時要援護者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

## ■県民が実施する対策

---

### 1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で災害時要援護者の安全確保および災害時要援護者の避難行動の支援に努める。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、災害時要援護者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

### 2 災害時要援護者及び保護責任者の対策

災害時要援護者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

## 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（直前）

【主担当部隊（班）：被災者支援部隊（教育対策班）】

### 第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
休校措置の実施	被災者支援部隊 (教育対策班)	暴風警報発表後速やかに	・気象予警報等（気象台）
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	休校措置の実施を判断した場合速やかに	・気象情報（気象台） ・通学路周辺の河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等（県土整備部等） ・通学路周辺の危険個所の状況（教職員等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）
私立学校の管理者を対象とした対策	被災者支援部隊 (教育対策班)	暴風警報発表後速やかに	・気象予警報等（気象台）

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■県が実施する対策

#### 1 休校措置の実施（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

##### (1) 休校措置の判断

県立学校の校長は、始業前に所在市町に暴風警報が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表された場合、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

##### (2) 休校措置の連絡

県立学校の教職員は、休校措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

#### 2 児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

3 私立学校の管理者を対象とした対策（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 私立学校の児童生徒の安全確保の推進

県立学校に準じた児童生徒の安全確保を講じるよう働きかける。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる検討（確認）

台風の接近が予想される場合など、暴風警報等が発表される前の段階において、児童生徒等の安全確保のために必要な情報や措置等について検討（確認）する。

■市町が実施する対策

1 休校・園措置の実施

「県（県立学校）が実施する対策 1 休校措置の実施」に準じる。

2 児童生徒等の安全確保

「県（県立学校）が実施する対策 2 児童生徒等の安全確保」に準じる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 休校・園措置の実施
- (2) 児童生徒等の安全確保
- (3) その他必要な事項

## 第3章 災害未然防止活動

### 第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保(直前6)

【主担当部隊(班): 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産班、水道・工業用水道・電気班)】

#### 第1項 活動方針

- 県管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 県有施設、県管理道路および上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)の台風接近前の被害防止体制を検討する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班>	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(气象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
被害情報の収集	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班>	災害対策本部設置後速やかに(大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等(施設管理者)
ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報(气象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

#### 第3項 対策

##### ■県が実施する対策

##### 1 道路施設の安全確保・被害情報の収集(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

###### (1) 県管理道路における安全確保対策

県管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

###### (2) 被害情報等の収集

県管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、市町管理道路等についても、通行規制



や被災状況等の情報を収集する。

2 港湾施設及び海岸保全施設の安全確保・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 県管理港湾施設及び海岸保全施設における安全確保対策

県管理港湾施設及び海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報の収集

県管理港湾施設及び海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

3 漁港施設及び漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 県管理漁港施設及び漁港海岸保全施設における安全確保対策

県管理漁港施設及び漁港海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報の収集

県管理漁港施設及び漁港海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

4 下水道施設の安全確保・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 県管理下水道施設における安全確保対策

県管理下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報の収集

県管理下水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

5 上水道施設（県管理）の安全確保・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報の収集

水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

6 工業用水道施設（県管理）の安全確保・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 県管理工業用水道施設における安全確保対策

県管理工業用水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報の収集

県管理工業用水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

6 発電所施設（県管理）の安全確保・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 発電所施設における安全確保対策

発電所施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報の収集

発電所施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、HP等での情報提供に努める。

7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講じる。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 県有施設における被害未然防止等対策

総合庁舎や単独庁舎等の県有施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、施設敷地内の排水溝等の点検・清掃、懸垂幕等の取り込み、公用車等の安全な場所への移動、非常用電源の確保など、各施設において必要な事前の被害未然防止等対策について検討（確認）する。

2 施設利用者の避難対策等

不特定多数の県民等が利用する施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、避難告知のタイミングや避難誘導體制について検討（確認）する。

3 道路の要注意箇所・区域等の事前点検等

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置のあり方について検討（確認）する。

4 道路施設被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急補修、通行止等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制のあり方について検討（確認）する。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のある方について検討（確認）する。

5 上下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策

浸水や土砂流出等により被災のおそれがある箇所等について、台風接近前のパトロールによる点検、防護対策等を行う体制について検討（確認）する。

#### 6 上下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急復旧のための補修等の応急対策を迅速に行うための台風接近前の準備体制のあり方について検討(確認)する。

また、応急対策に必要な資機材等の台風接近前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)する。

#### 7 県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前点検等

発災時の県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認のあり方について検討(確認)する。

また、県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等を適切に操作するため、各施設ごとの河川増水時の操作手順等の事前確認体制について検討(確認)する。

さらに、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)する。

#### 8 施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について検討(確認)する。

### ■市町が実施する対策

#### 1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

##### (1) 市町管理道路

「<県が実施する対策> 1 道路施設の安全確保・被害情報の収集」に準ずる。

##### (2) 市町管理漁港施設

「<県が実施する対策> 3 漁港施設の安全確保・被害情報の収集」に準ずる。

##### (3) 市町管理下水道施設

「<県が実施する対策> 4 下水道施設の安全確保・被害情報の収集」に準ずる。

##### (4) 市町管理水道施設

「<県が実施する対策> 5 水道施設の安全確保・被害情報の収集」に準ずる。

##### (5) 市町管理せき・水門・樋門・排水機場等

「<県が実施する対策> 7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作」に準ずる。

#### 【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(2) その他必要な事項

## 第2節 水防活動体制の確保(直前)

【主担当部隊(班)：社会基盤対策部隊(公共土木対策班)】

### 第1項 活動方針

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。</li><li>○ 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。</li></ul> |
|--|

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊<公共土木対策班>	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報(気象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■県が実施する対策

#### 1 水防活動の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

##### (1) 水防活動実施のための人員配備

気象台から気象等に関する注意報、警報の発表があった場合や国土交通省から洪水予報または水防警報発令の通知を受けた場合、その他水防本部長または支部長が特に必要と認めて指示した場合、水防本部及び支部は、三重県水防計画の定めるところにより、水防活動を実施するための人員配備を行い、水防体制に入る。

##### (2) 水防活動の実施

水防体制の配備を行った場合、水防本部及び支部は、以下の水防活動を行う。

- ① 気象等に関する予報及び警報の受理、判断と連絡
- ② 気象情報の収集と連絡
- ③ 雨量、水位、流量、潮位、波高記録の収集
- ④ 水防警報、水防解除の指令(知事指定の区域)
- ⑤ 洪水予報、水防警報、同解除の受理と通報
- ⑥ 水防報告のとりまとめ
- ⑦ 被害報告のとりまとめと公表
- ⑧ 水防活動の技術指導
- ⑨ 水防活動の現地応援
- ⑩ 水防資材の調達と輸送
- ⑪ 高潮等の予報通報
- ⑫ 避難立退指示の発動 など

#### 【タイムライン策定に向けた検討(確認)項目の例】

##### 1 雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県

が管理する雨量計・水位計の動作状況等について、事前の確認体制を検討(確認)する。

■市町が実施する対策

---

1 水防活動の実施

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 水防活動の実施

(2) その他必要な事項

## 第3節 県民・企業等による安全確保(直前8)

【主担当部隊(班)：総括部隊(総務班、広聴広報班)】

### 第1項 活動方針

- 県民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、HPやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を県民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

### 第3項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊<総務班>	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊<広聴広報班>	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)
災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報提供	総括部隊<総務班>	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■県が実施する対策

#### 1 「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達(総括部隊<総務班>)

##### (1) 「防災みえ.jp」での災害情報等の提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報のポータルサイト「防災みえ.jp」(<http://www.bosaimie.jp>)により、三重県に關係する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。

##### ① 気象情報の提供

県民等が防災対策に活用するための参考情報として、一般財団法人日本気象協会が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。

- 県内主要都市の天気予報
- 三重県および隣接県における警報・注意報の発表状況
- 台風の予想進路、暴風域に入る確率
- 気象衛星画像
- 市町ごとの観測地点別雨量・河川水位情報

- 県内主要地点における波高および潮位
- 県内発雷情報
- 県内土砂災害警戒情報 など

② 災害情報の提供

県災対本部でとりまとめた情報をもとに、県内の避難情報や被害情報等の提供を行う。

- 県内災害対策本部設置状況
- 県内市町での避難勧告等発令状況
- 県内市町での避難所設置等状況
- 医療・救護情報
- 被害状況 など

③ その他の情報の提供

市町や防災関係機関等のホームページのリンクなどにより、各市町避難所一覧や洪水等ハザードマップ、道路・交通情報、ライフライン情報等を提供する。

(2) 「メール配信サービス」による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、「防災みえ.jp メール配信サービス」により気象情報等を提供する。

① 気象警報・注意報

- 気象警報（特別警報含む）
- 気象注意報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報

② 台風情報

③ 河川水位に関する情報 など

2 報道機関に対する避難・被害情報等の提供（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）

県災対本部を設置した場合は、県内市町等から収集した避難情報、被害情報等を報道機関に提供し、報道機関を通じた県民・企業等への災害情報の提供を図る。

3 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した情報提供（総括部隊＜総務班＞）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「災害情報共有システム（Lアラート）」が総務省により整備され、運用が始まっていることから、これを活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等

台風接近 48 時間前情報や気象予警報等など、県民に早期の自助の行動を促すため、事前に県民に周知することが望ましい情報について、「防災みえ.jp」ホームページや「メール配信サービス」等を活用した事前の情報発信のあり方を検討（確認）する。

## ■市町が実施する対策

---

### 1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、市町ホームページや防災パンフレット等により、市町内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

### 2 避難勧告等の伝達・報告

市町において、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

### 3 被害情報等の報告

市町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

#### 【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難情報、被害情報等の住民への提供
- (2) その他必要な事項

## ■企業・事業所が実施する対策

---

### 1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

### 2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

## ■地域・県民が実施する対策

---

### 1 避難所運営への協力

市町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに従い速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

### 2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。



### 3 適切な避難行動の実施

県民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市町が発令する避難勧告等避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、防災みえ.jp等のホームページやメール配信サービス等で最新の気象情報等を把握し、市町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

### 4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くので行わない。

また、特に農業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等を見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。